~会議の公開・公募委員の選任について~

① 京都市上下水道局南部拠点整備事業受託者選定委員会(平成31年3月)上下水道局 総務課

京都市上下水道局南部拠点整備事業に関する庁舎等の設計,建設,維持管理及び運営に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること

〈市民協働推進担当の意見〉

会議が非公開とされているが、法人等の事業活動に関する情報及び事務又は事業遂行情報を取り扱うため、「京都市情報 公開条例」第7条第2号及び第6号に当てはまる。

委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「本委員会は庁舎等の設計、建設、維持管理等に当たっての技術評価を行うものであり、専門性が高いことから、市民公募委員の参加になじまないため」とあり、特定の個人、企業、団体等に関する審査・意見聴取等を行うもので、特に専門性が高いものであるため、公募委員を選任することは困難であると認める。

② 京都市交響楽団ビジョン(仮称)検討会議 (令和元年6月)文化市民局 文化芸術企画課

京都市交響楽団が、将来にわたって発展 し続けるために、目指すべき方向性や目標 を定める京都市交響楽団ビジョン(仮称) について協議する。

〈市民協働推進担当の意見〉

会議の公開については問題なし。

委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「京都市交響楽団の今後の方向性等を示すビジョンの議論に当たっては、京都市交響楽団の組織運営状況の把握、現在の音楽業界やオーケストラの動向についての専門的な知識を有する、設置責任を持つ団体や運営する団体、演奏従事者、業界の専門知識を有する方を委員に選任することが必要である」とあり、要綱設置の懇談会等において、特定分野の企業・団体等から意見聴取等を行うことを主な目的としているもので、特に専門性が高いものであるため、公募委員を入れることが困難であると認める。